

矢板市空き家等活用支援補助金に関するQ&A

Q 申請のタイミングは具体的にはいつになりますか。

A 空き家バンク制度により取得する住宅の売買契約を締結した後、改修工事の契約締結前になります。ただし、見積書（及び明細書）は申請の際に必要ですので、具体的な改修箇所を決めて見積もりしてもらった後になります。なお、売買契約を締結した日から1年を過ぎた場合は申請できませんのでご注意ください。

Q 第7条第1項第2号に規定する「市区町村が賦課する税に滞納がないことを証する書類」とは具体的には何ですか。

A 現在お住いの市区町村で発行される「完納証明書」を添付してください。「完納証明書」が発行されない市区町村の場合は、最新の「納税証明書」を添付してください。

Q 申請前に工事を始めていますが、対象になりますか。

A 交付決定前に工事請負契約しているものは対象となりません。

Q いつから工事を始めれば良いですか。

A 交付の決定を受けた後に工事請負契約し、その後着工となります。なお、交付の決定を受けてから60日以内に工事を着工してください。

Q いつまでに工事を終わらせなければならないですか。

A 完了報告書の提出期限が「改修が完了した日から1月を経過した日又は交付決定を受けた日の属する年度の2月末日のいずれか早い日」までに提出することになっているため、それに間に合うように工事を完了するよう、工事業者と良く打ち合わせをしてください。

Q 購入した家に住んでいてもいいのですか。

A 工事が完了してから住んでいただくようお願いします。なお、完了報告の際に添付する住民票の前住所は市外となっている必要がありますので、市内の別の場所に一時的に住所を設定してしまうと、補助対象外となりますのでご注意ください。

Q 現在、矢板市に住んでいますが、補助金をもらうため一旦市外に住所を移せば補助金の対象になりますか。

A なりません。転入する前1年間以上、市外に住んでいる方が対象になります。

Q 玄関までの段差を解消するためスロープの設置はバリアフリー改修なので対象になりますか。

A バリアフリーではありますが、取得した空き家本体ではないため対象とはなりません。

Q 見積書は「リフォーム工事一式」等でよいのでしょうか。

A 補助対象工事かどうか判定に必要ですので、可能な限り詳細が分かるように記載してもらってください。

Q 補助金交付要綱第13条第1項第2号に規定されている「正当な事由」とは、どのような場合になりますか。

A 転勤により居住することが困難となり住宅を売却する場合があります。ただし、転職及び転職後の転勤は認められません。

Q 補助金交付要綱第14条第2項に規定されている「やむを得ない特別の事情」とは、どのような場合になりますか。

A 生計維持者の死亡や長期入院等により生活の維持が困難となった場合、近親者が重篤な要介護状態となり、申請者世帯の他に介護可能な方がいない場合で住宅を売却する場合等が考えられます。

Q 改修を行う事業者の指定はありますか。

A 市内に事務所若しくは事業所を有する法人又は住所を有する個人事業主になります

Q 事業者のあっせん（紹介）をお願いできますか。

A 市ではあっせん（紹介）は行っておりませんが、市と協定を締結している矢板市建設業協会または全建総連栃木建労矢板支部にて相談することができます。

Q 今回の改修にあたり、複数の事業者に発注する場合、補助対象はどのようにになりますか。

A 分離発注の場合、交付申請時に複数の事業者の見積書を添付してください。ただし、市外の事業者に係る分については補助対象外となります。

Q 床下や天井裏など事前に写真を撮ることができない箇所はどうすればよいのでしょうか。

A 工業者に依頼して、作業前の写真を撮ってもらい、完了報告の際に添付してください。また、施行前後で変化がわかりにくい箇所については、施行中の写真も撮ってもらい、完了報告の際に添付してください。

Q 今回の申請では補助の上限額まで達していなので、あとからまた申請できますか。

A できません。

Q 工事の途中で工事内容や金額に変更があった場合は、どうしたらよいですか。

A 速やかに市の担当者までご連絡ください。変更申請等の手続きをしていただくこととなります。